

## 07.35

## 産業技術力強化法の規定による大学等研究者及び大学等を対象とした手数料等の軽減について（特）

## 1. 軽減の要件と内容

## (1) 大学等研究者の場合

その特許発明又は発明が職務発明であって、当該発明の発明者が大学等研究者であるときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法17条1項1号、同条2項、産業技術力強化法施行令1条の2第1号、2条、5条）。

大学等研究者とは、次のア. からウ. のいずれかに該当する者をいう（産業技術力強化法17条1項1号）。

ア. 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうちもっぱら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）

イ. 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者

ウ. 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

## (2) 大学等の場合

次のア. からカ. までのいずれかに該当する大学等は、自己の特許出願についての出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法17条1項2号、同条2項、産業技術力強化法施行令2条、同施行令5条）<sup>注1</sup>。

大学等とは、大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人をいう（産業技術力強化法17条1項2号）。

ア. その特許発明又は発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号イ）

イ. その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設

試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ）

ウ．その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ハ）

エ．その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ニ）

オ．その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下の a. から c. までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条1号）。

a．その特許発明又は発明が、当該大学等研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

b．その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者がした職務発明を開示している関係

c．その特許発明又は発明が、大学等が当該大学等以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。以下同じ。）又は大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

カ．その特許発明又は発明と大学等研究者、試験研究独立行政法人研

究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号へ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条2号）。

- a. その特許発明又は発明が、当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係
- b. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

## 2. 申請書に添付すべき証明書

### (1) 大学等研究者の場合

軽減に係る申請書には、その申請に係る特許発明又は発明が職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第1号）を添付しなければならない。

なお、これらに相当する外国の者にあつては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則5条2項）。

### (2) 大学等の場合

軽減に係る申請書には、1. (2) の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。

なお、これらに相当する外国の者にあつては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則5条2項）。

ア. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第2号）

イ. a. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第3号）

- イ)
- b. 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第3号ロ）
- ウ. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第4号）
- エ. a. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号イ）
- b. 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号ロ）
- オ. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第1号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第6号）
- カ. a. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第2号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第7号イ）
- b. 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第7号ロ）

（新規平成25・6）

注1 国立大学法人法附則第9条第1項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第8条第1項の規定により国立大学法人等が承継した特許権又は特許を受ける権利（平成19年3月31日までにされた特許出願に係るものに限る。）及び国立大学法人等が平成19年3月31日までに当該国立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権については、国立大学法人等を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（産業技術力強化法附則3条1項1号から3号まで）。

また、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第36号）により産業技術力強化法附則第3条第1項に新たな号が新設され、承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第3条第1項第1号から第3号までに掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成19年3月31日までにされた特許出願に係るものに限る。）であって、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したものについても、国立大学法人等を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（産業技術力強化法附則3条1項4号）